

2019年1月10日

シンポジウム「著作権延長後の世界で私たちは何をすべきか」

最終20年アーカイブ可能化条項 + α

-米国・EUのアプローチを参考に-

生貝直人

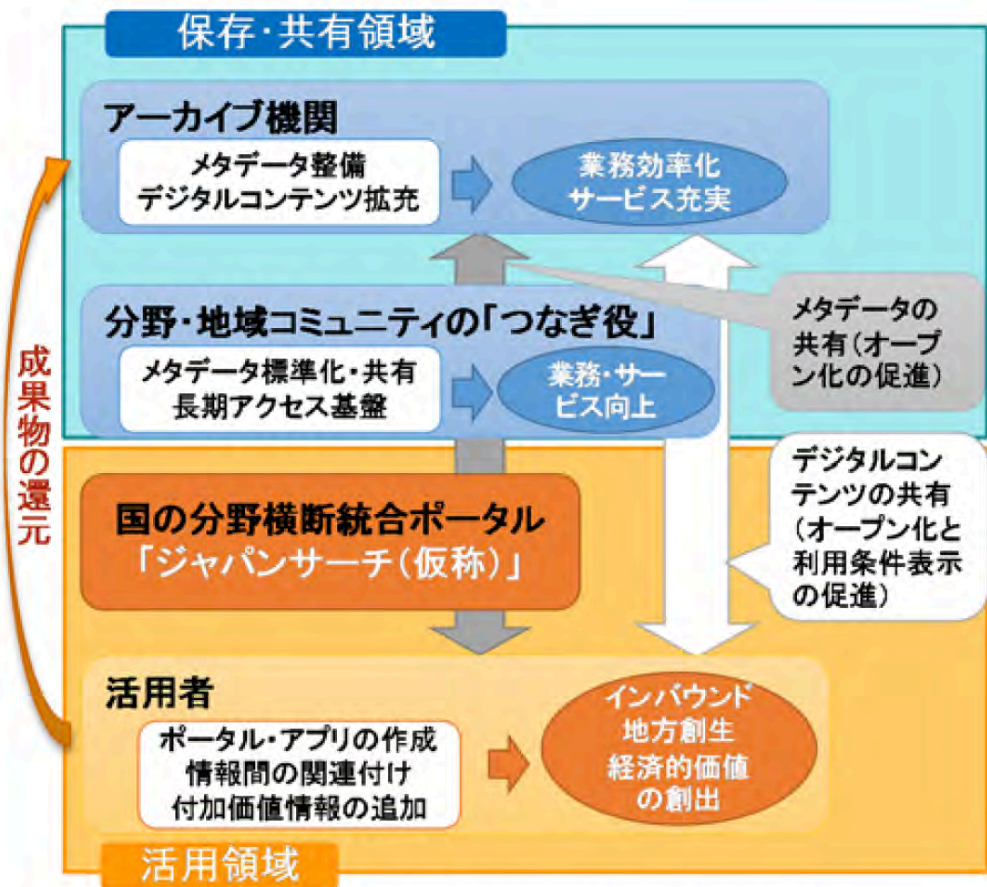
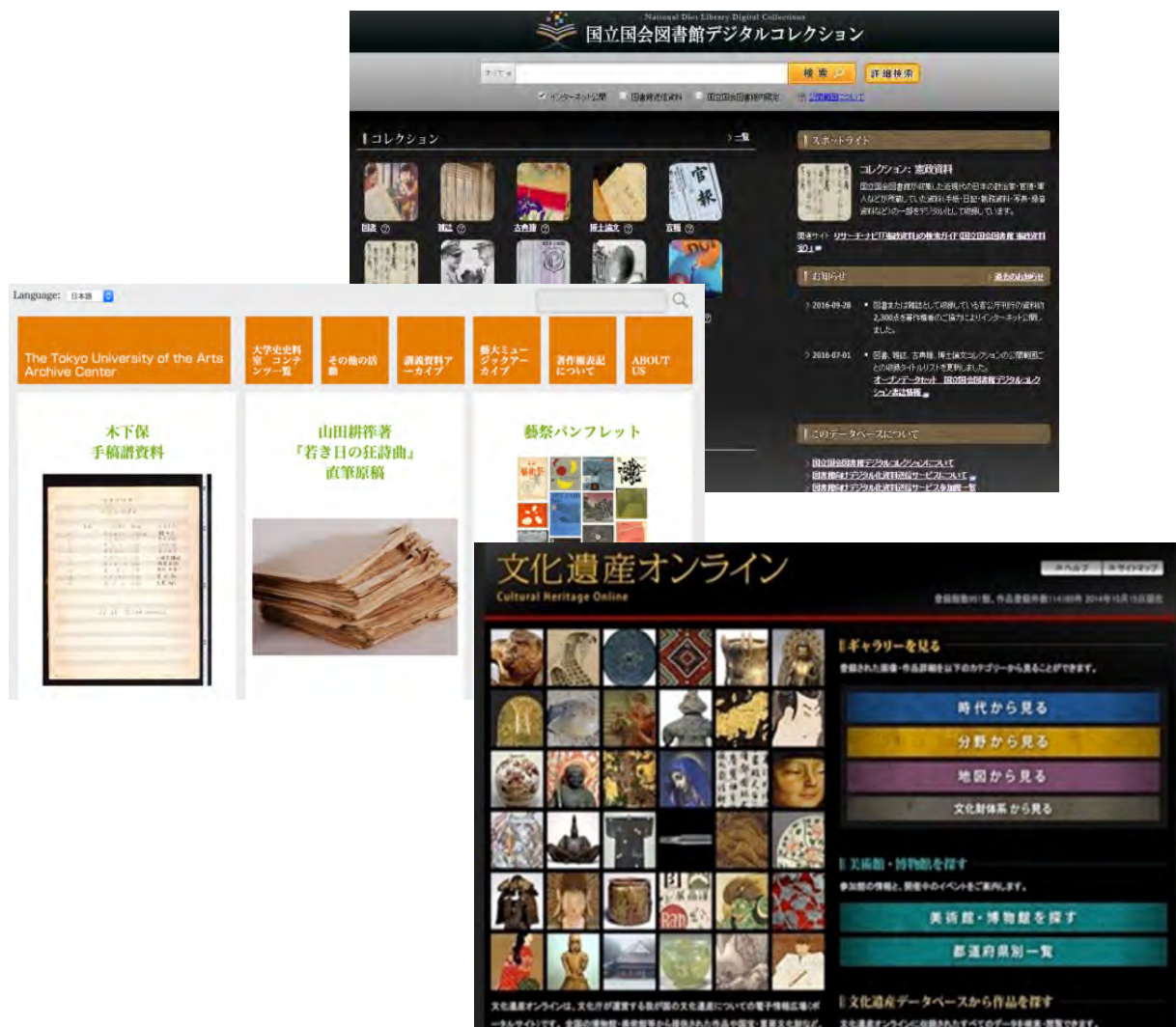
東洋大学経済学部総合政策学科准教授

デジタルアーカイブ学会理事・法制度部会副部会長



本プレゼンテーション中、報告者自身に帰属する著作権および関連する一切の権利は、[クリエイティブ・コモンズ「表示」4.0日本ライセンス](#)の条件に従った利用を許諾します。

保護期間の延長により、知的・へのアクセスを提供するデジタルアーカイブの取り組みは甚大なダメージを受けることに



デジタルアーカイブの共有と利活用に向けて

1998年ソニー・ボノ保護期間延長法と共に導入された 米国著作権法108条(h)の最終20年条項

(翻訳：公益社団法人著作権情報センター)

- (1) 本条において、発行著作物に対する著作権の保護期間の最後の20年間に、図書館または文書資料館(図書館または文書資料館として機能する非営利的教育機関を含む)が、相当な調査に基づいて第(2)節(A)(B)および(C)に定める条件に該当しないと第一次的に判断した場合には、保存、学問または研究のために、かかる著作物またはその一部のコピーまたはレコードをファクシミリまたはデジタル形式にて複製、頒布、展示または実演することができる。
- (2) 以下のいずれかの場合、複製、頒布、展示または実演は本条において認められない。
 - (A) 著作物が通常の商業的利用の対象である場合。
 - (B) 著作物のコピーまたはレコードが相当な金額で入手できる場合。
 - (C) 著作権者またはその代理人が、著作権局長が定める規則に従って、第(A)号または第(B)号に定める条件が適用される旨の通知を行う場合。
- (3) 本項に定める免除は、図書館または文書資料館以外の利用者による、以後の使用には適用されない。
- ※(i) 本条に基づく複製および頒布の権利は、音楽著作物、絵画、図形もしくは彫刻の著作物、または映画その他の視聴覚著作物(ニュースを扱う視聴覚著作物を除く)には適用されない。ただし、第(b)項、第(c)項および第(h)項が付与する権利、または、挿し絵、図表その他同様の著作物の付加物として発行される絵画もしくは図形の著作物で第(d)項および第(e)項に従ってコピーが複製または頒布されるものは、この制限を受けない。



Sonny Bono Memorial Collection

We believe the works in this collection are eligible for free public access under [17 U.S.C. Section 108\(h\)](#) which allows for non-profit libraries and archives to reproduce, distribute, display and publicly perform a [MORE](#)

- Share
- Favorite
- Play All

[ABOUT](#)[COLLECTION](#)[FORUM](#)

60 RESULTS

- Metadata
- Text contents

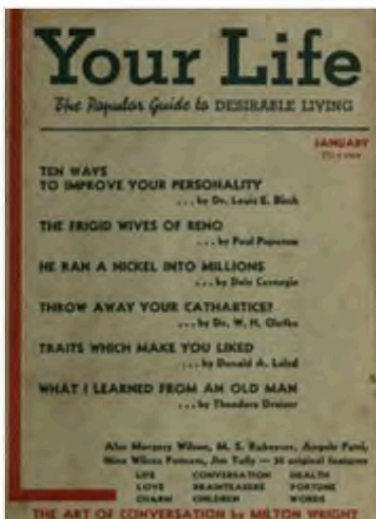
Media Type

texts 60

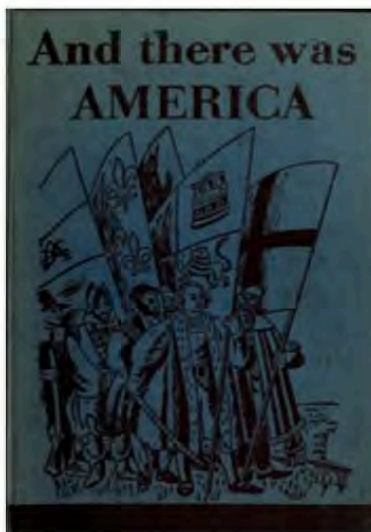
Year

- 1941 6
- 1940 7
- 1939 6
- 1938 4
- 1937 5

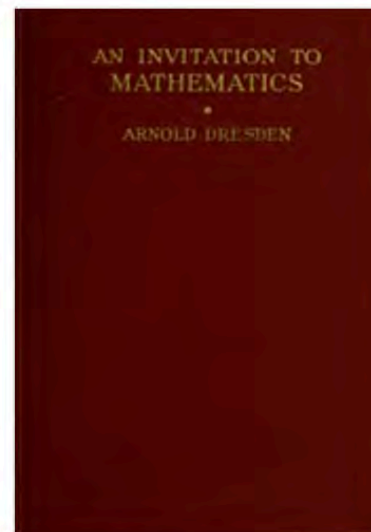
SORT BY [VIEWS](#) · [TITLE](#) · [DATE PUBLISHED](#) · [CREATOR](#)



Vol v.2 n.1: Your life; the popular guide to desirable
by Lurton, [from old catalog] Douglas E. ed



And there was America
by Duvoisin, Roger, 1900-1980



An invitation to mathematics
by Dresden, Arnold, b. 1882



My mother's Bible, a scrapbook treasury of
by Lurton, Douglas Ellsworth, 1897-

日本における「最終20年条項」に向けて

- 著作権法「31条4項」を設け、同条の適用を受ける「図書館等」は、保護期間最終20年に入った「絶版等資料」を、非営利目的でインターネット公開できることとする
 - 「絶版等資料」に関しては、既に現行法でも、国立国会図書館が31条3項に基づく図書館送信を実施している
 - 「図書館等」として青空文庫のような非営利デジタルライブラリーを指定することができるよう、施行令1条の3を見直す
- 保護期間は延長した上での権利制限アプローチなので、TPP/EPAにも矛盾しない

現に米国で導入されている
「最終20年アーカイブ条項」は
すぐにでも導入すべき

しかし、別に「最終20年」に限る必要は
無いかもしれない→EUのアプローチ

EU型のアプローチ：

より広く絶版等資料のデジタルアーカイブ公開

- 2016年EU「デジタル単一市場のための著作権指令案」7条1項では、文化遺産機関による絶版（out-of-commerce）作品の利用に関して、拡張集中権利管理制度（ECL）の導入が示される
- さらに、2018年9月12日に採択された議会修正提案7条1a項では、1項のECL等のライセンス手段が機能しない分野について、文化遺産機関が絶版作品をオンライン公開することを可能とする、権利制限規定を導入することを加盟国に求める提案

EUデジタル単一市場のための著作権指令案 議会修正提案7条1a・1b項

- 1a. 加盟国は、文化遺産機関がコレクションに永久保存する絶版作品について、以下の条件を満たすことを条件に、文化遺産機関が非営利目的でオンライン利用可能とするための権利制限規定 (...) を導入するものとする。
 - (a) 不可能でない限り、著者その他識別可能な権利者の氏名を表示する
 - (b) 全ての権利者は、いつでも絶版であるとみなされている作品に異議を申し立てることができ、作品への権利制限適用を除外することができる
- 1b. 加盟国は、第1a項に従って採択された権利制限が、第1項（※同様のECL規定）に規定された解決策を含むがこれに限定されない適切なライセンスベースの解決策が利用可能な分野または種類には適用されないことを規定するものとする。加盟国は、著作者、その他の権利者、集団管理組織、文化遺産機関と協議して、特定の分野または種類の作品に対する拡張された集合的ライセンシングに基づく解決策の可用性を決定するものとする。

提案①：米国著作権法108条(h)と同様に、保護期間最終20年に入った絶版等資料について、非営利のアーカイブ機関がインターネット公開することを認める法改正を行う

提案②：さらに、より広く絶版等資料全体の非営利アーカイブ機関によるインターネット公開について、EUデジタル単一市場著作権指令案と同様の権利制限規定を検討する